

令和4年11月30日

保護者の皆様

日光市教育委員会

教育長 齋藤 孝雄

インフルエンザの治癒証明書（意見書）の取り扱いについて（変更）

日光市では、児童生徒がインフルエンザに罹患し出席停止となって再登校する際、医師記入の治癒証明書である「意見書」を学校へ提出することをお願いしています。

しかし、今秋以降の新型コロナウイルスとの同時流行が懸念される中、医療のひっ迫を回避するため、また「意見書」取得のために医療機関を再度受診することによる他の感染症に罹患するリスクの軽減のため、上都賀郡市北部地区医師会と協議の結果、当面の間、原則として「意見書」の提出を不要にします。

再登校日の考え方については、別紙「インフルエンザの出席停止期間の基準」を参考にしてください。

なお、その他の感染症については、従来どおりの扱いとし、再登校の際は感染症の種類により「意見書」又は「登園・登校届」の提出をお願いします。

日光市教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係 TEL 0288-21-5167 FAX 0288-21-5185
